

短期資産ファンドに係る資産管理機関の公募について

区 分	報 告	対象範囲	短期資産ファンド
エグゼクティブサマリー 短期資産ファンドの資産管理機関を以下の観点より公募する。 ・ 効率的な短期資産の運用方法（運用商品、運用スキーム）の提案を広く求めることにより、公的年金の利益を最大限に維持			
バックグラウンド ・平成28(2016)年1月の日銀のマイナス金利政策導入決定以降、残存1年未満の国債がマイナス金利の利回りになっていること。 ・近年、年金財政の収支状況の影響もあり、短期資産ファンドの残高が増加してきていること。（平成29(2017)年9月末で約10.2兆円）。 ・短期資産ファンドは、資産管理機関一社に委託している状況であること。		フィードバック期間及び検証方法 年度の総合評価を実施することで、少なくとも毎年度1回検証	
		便益及びリスク 【便益】短期資産ファンドの効率化 【リスク】---	
戦略プラン ・公募手続きを通じて、選定の透明性を高める。 ・今回の公募に際しては、通常の調査書類の他に、資産管理機関として手元資金を運用するに当たってマイナス金利の状況下における運用方法（運用商品、スキーム等）及び運用規模の上限について提案を受ける。		KPI ---	
		その他 ---	

短期資産ファンドに係る 資産管理機関の公募について



全体概要

短期資産運用環境 の変化

資料1

平成28(2016)年1月の日銀のマイナス金利政策導入決定以降、残存1年未満の国債がマイナス金利の利回りに。

短期資産ファンド の残高増

資料2

近年、年金財政の収支状況の影響もあり、短期資産ファンドの残高が増加。(平成29(2017)年9月末で約10.2兆円)。

対応

短期資産ファンドの資産管理機関を公募

資料4

- 効率的な短期資産の運用方法(運用商品、運用スキーム)の提案を広く求めることにより、公的年金の利益を最大限に維持

参考資料

短期資産運用環境の変化

資料1

平成29(2017)年11月現在

継続中

平成28(2016)年2月

日銀当預の政策金利残高に
▲0.1%のマイナス金利を適用

平成28(2016)年1月
マイナス金利の導入を決定

平成28(2016)年3月
実務的な対応を決定

平成28(2016)年9月
イールドカーブ・コントロール
の導入を決定

・日銀当預を基礎残高、マ
クロ加算残高、政策金利
残高の3段階の階層に分
割 ※

※以下の3段階に分割をする。

- ・基礎残高: +0.1%
- ・マクロ加算残高: 0%
- ・政策金利残高: ▲0.1%

・0%の金利を適用するマ
クロ加算残高の見直しを3
カ月毎に行う。

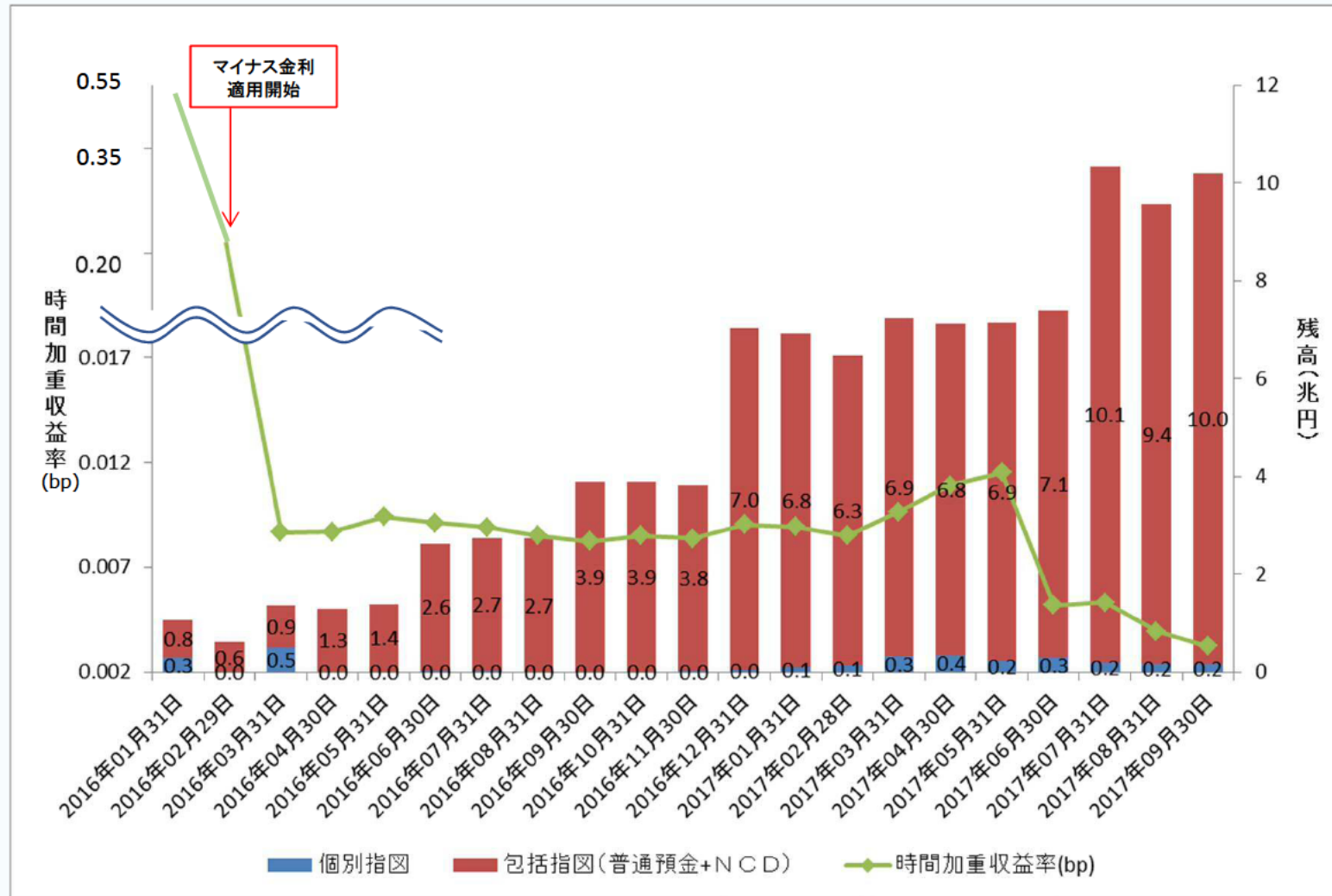
・MRFを受託する金融機関
のマクロ加算残高に受託
残高に相当する額を加え
る。

・貸出支援基金及び被災
地金融機関支援オペの残
高を増額させた金融機関
に増加額の2倍の金額を
マクロ加算残高に加算。

政策金利残高に対するマイナス
金利を継続しつつ、長期金利に
ついて、10年物国債金利が0%
程度で推移するよう、長期国債
を買入れる。
買入額は、現状程度の買入れ
ペース(保有残高の増加額年間
約80兆円)を目途とし、金利操
作方針を実現するよう運営する。

短期資産ファンドの残高と利回りの推移

資料2



残高の主な増減要素(期間:2016年1月～2017年9月)

年金特別会計からの寄託金受入額

+ 5.8兆円

リバランスのための他資産への配分額

- 4.5兆円

資産管理機関の複数化の対応状況

資料3

資産	現行の 資産管理機 関	複数化による 追加資産管理機関 (システム開発等の対応状況)
国内債券	TCSB	MTBJ (報酬等条件について交渉中)
国内株式	JTSB	MTBJ (平成30年10月末完了予定)
外国債券	SSTB	MTBJ (平成30年2月末完了予定)
外国株式	MTBJ	JTSB (平成31年3月末完了予定)

TCSB：資産管理サービス信託銀行

JTSB：日本トラスティ・サービス信託銀行

SSTB：ステート・ストリート信託銀行

MTBJ：日本マスタートラスト信託銀行

- 資産管理機関の資産管理能力の低下や経営状況悪化等の問題が発生した際の業務継続の観点から、従来の1資産1資産管理機関体制から複数化体制への移行に取り組んでいる。
- 平成29(2017)年9月までに、国内株式、外国債券、外国株式については、追加委託する資産管理機関を決定したところ。
- 国内債券については、追加委託をする資産管理機関の候補をMTBJに決め、報酬交渉を残すのみの状況。

当法人の短期資産運用の効率化を図り、ひいては公的年金財政の一層の安定化に資するために、短期資産ファンドを管理する者を公募する。

<観点>

- 公募の際に、効率的な短期資産の運用方法(運用商品、運用スキーム)の提案を広く求めることにより、公的年金の利益を最大限に維持する

平成28(2016)年1月の日銀のマイナス金利政策導入決定以降は、残存1年未満の国債がマイナスの利回りとなっており、短期資産の運用環境が従来と大きく異なる中で、法人における短期資産ファンドの資産管理を改善する必要があるため、より適切に現在のマーケット状況に対応した専門性の高い資産管理業務を行う者を広く求める。

- 資産管理機関に集中しているリスクの軽減

近年、年金財政の収支状況の影響もあり、残高が増加してきている短期資産ファンド(平成29年9月末の残高は約10.2兆円)について、現在、資産管理機関1社に委託している状況にある。

(1)選定の概要

短期資産ファンドの資産管理機関を選定する。

(2)応募資格

- ・ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」(昭和18年法律第43号)第1条の認可を受けていること。
- ・ 特定運用信託契約が可能な信託銀行であること。
- ・ 国内外の資産管理残高がグループ(連結財務諸表を提出する会社並びにその子会社及び関連会社をいう。)全体で5兆円以上であること。
- ・ 過去3年以内に資産管理業務に関し、著しく不適当な行為をしていないこと。
- ・ 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針別表2に定める格付機関2社以上によりBBB格以上の格付(依頼格付による発行体格付であって、長期格付に限る。)を得ており、かつ、格付機関のいずれからでもBB格以下の格付を得ていないこと。

(3)提案内容

公募に際しては、通常の調査書類の他に、資産管理機関として手元資金を運用するに当たってマイナス金利の状況下における運用方法(運用商品、スキーム等)及び運用規模の上限について提案を受ける。

現在の手元資金の運用商品については、国庫短期証券、預金、短期社債(電子CPをいう。)、コマーシャル・ペーパー(信用格付が最も高いものに限る。)、譲渡性預金、コール・ローンとしているが、これら以外の運用商品についての提案も受け付け、ヒアリング等で確認することとする。

公募のスケジュール

資料4-3

		12月			1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1	公募（HP掲載）												
2	公募の説明会		○										
3	一次審査（書類審査）												
4	二次審査（ヒアリング）												
5	三次審査（現地ヒアリング・報酬の評価）												
6	選定											○	
7	選定結果の通知、契約締結、公表												

※応募機関の数や応募内容によってスケジュールは変更となる可能性がある。